独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の 審査の基本的考え方

> 平成15年11月14日 科学技術・学術審議会決定 改正 令和6年1月30日

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業において、科学研究費補助金 (以下「補助金」という。)及び学術研究助成基金助成金(以下「助成金」という。)を 交付するに当たって、独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」(令和5年2月28日) に基づき定められた「中期計画」(令和5年3月20日認可)により、科学技術・学術審 議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の 審査の基本的考え方(以下「基本的考え方」という。)は、以下のとおりとする。

- I この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費及び 国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究 成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。
- Ⅱ 補助金及び助成金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。 間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおり とする。
- Ⅲ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日(最終改定 平成29年4月1日)文部科学大臣決定)にのっとり、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金及び助成金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、補助金及び助成金の効果的・効率的配分を図る。
- IV 配分審査に際しては、補助金及び助成金の早期交付に十分配慮する。
- V 各研究種目共通の配分審査の考え方
 - 1 応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。
 - 2 研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別紙1「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日(令和3年12月17日改正)競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合)を参考に研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮することとする。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、

学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 3 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 4 「特別推進研究」及び「基盤研究(S・A・B・C)」(応募区分「特設分野研究」を除く)の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は「若手研究(A・B)」、「平成30年度助成以降に採択された「若手研究」(以下「若手研究」という。)」の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであって、研究期間の最終年度前年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。
- 5 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- 6 不測の事態などやむを得ない事由により、「VI 研究種目別の配分審査の考え方」 に定める合議による審査を実施することができない場合、あらかじめ科学技術・学術 審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に諮った上で、審査方法を変更すること を可能とする。

その際、公平性・公正性に配慮し、適切な審査を実施するために必要な措置を講じるとともに、実施した審査方法及び審査結果等については、審査終了後速やかに同部会に報告することとする。

VI 研究種目別の配分審査の考え方

- 1 科学研究費(「特別推進研究」)
 - (1)補助金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。なお、審査の過程においては審査意見書を活用する。
 - (2)新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた 研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定す る。
 - (3) 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
 - (4) 平成30年度助成以降に「特別推進研究」の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重に審査を行う。
 - (5) 応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
 - (6) 研究費を大幅に減額することが相当であると認める場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
 - (7)研究期間は、3年から7年以内とする。
- 2 科学研究費(「基盤研究(S・A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」、「若手研究(A・B)」及び「若手研究」) 〔共通事項〕

(1)総合審査

「基盤研究(S・A)」、「挑戦的研究(開拓)」、令和3年度以前に採択された「挑戦的研究(萌芽)」、「基盤研究(B・C)」(応募区分「特設分野研究」)、平成29年度以前に採択された「基盤研究(A・B)」(応募区分「海外学術調査」)、「若手研究(A)」、「挑戦的萌芽研究」に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。

また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行うことができる。

なお、「基盤研究(S)」に係る補助金の配分については、審査に際して、 ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審 査意見書を活用する。

(2) 2段階書面審査

「基盤研究(B・C)」(応募区分「一般」)、「挑戦的研究(萌芽)」及び「若手研究」、平成29年度助成以前に採択された「若手研究(B)」に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員が各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う審査方式(「2段階書面審査」)により行う。

また、必要に応じて、「2段階書面審査」に先立ち、各研究課題について審 査委員が個別に事前審査を行うことができる。

(3) 各審査区分への配分方法

「基盤研究(S・A・B・C)」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」及び「若手研究」については、各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

「基盤研究(S・A)」(応募区分「特設分野研究」を除く)の新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式(1)」により、算出した額を配分する。

「基盤研究(B・C)」(応募区分「特設分野研究」を除く)、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」及び「若手研究」の新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式(2)」により、算出した額を配分する。

なお、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」の配分に当たっては、応募研究課題の 応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。

「基盤研究(B・C)」(応募区分「特設分野研究」)の新規応募研究課題に係る分野ごとの配分枠は、別に文部科学省から示される額を配分する。

(4)配分額の調整

上記の配分方法に加え必要に応じ下記の調整を行う。

ア 人文学、社会科学の研究の振興のための調整

- イ 私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助 成の充実を図るための調整
- ウ 技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する 研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- エ その他必要が認められる調整

[個別事項]

(1) 「基盤研究(S)」

ア 独創的、先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究課題を選定する。

イ 研究期間は、原則として5年とする。

(2) 「基盤研究 (A・B・C)」

独創的・先駆的な研究を格段に発展させる、一人又は複数の研究者で組織する研究課題を選定する。

この場合、研究計画の性格により、次の3種類の応募区分に留意する。

- ①「一般」
 - ア特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、3年から5年以内とする。
 - ウ 令和2年度以降、「基盤研究(C)」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて2年以内の者であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

- ②「海外学術調査」(平成30年度助成に係る公募以降公募停止)
 - ア 研究の対象及び方法において、主たる目的が国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、3年から5年以内とする。
- ③「特設分野研究」(令和2年度助成に係る公募以降公募停止)
 - ア 科学技術・学術審議会が決定した特設分野の中から、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、特設分野の設定期間を超えない範囲で3年から5年以内とする。
- (3) 「挑戦的萌芽研究」(平成29年度助成に係る公募以降公募停止)
 - ア 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想、挑 戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。
 - イ 研究期間は、3年以内とする。
- (4) 「挑戦的研究(開拓・萌芽)」
 - ア 斬新な発想に基づき、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する一人又は複数の研究者で組織する研究課題を選定する。なお、(萌芽)については、探索性の強い、あるいは芽生え期の研究課題も選定する。
 - イ 研究期間は、(開拓)は3年から6年以内、(萌芽)は2年から3年以内 とする。
- (5) 「若手研究(A・B)」(平成30年度助成に係る公募以降公募停止)
 - ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、特に「若手研究(A)」については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。
 - イ 研究期間は、2年から4年以内とする。
 - ウ 平成29年度助成において、「若手研究(B)」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて2年以内の者であって、所属する研究機関において研究室を主宰する者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、多様な人材及び研究機関を支援することに配

慮する。

- (6)「若手研究」
 - ア 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年 未満の研究者(新規応募研究課題の開始年度の4月1日までに博士の学位 を取得見込の者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後休業、育児 休業等の取得期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む)が 一人で行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。 イ 研究期間は、2年から5年以内とする。
 - ウ 平成30年度以降、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された 者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、准教授以上の職位に 就いて2年以内の者であって、所属する研究機関において研究室を主宰す る者については、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、配分額を追加する研究課題を選定する。

なお、選定に当たっては、研究代表者の研究機関の移動状況を確認するとともに、多様な人材及び研究機関を支援することに配慮する。

3 科学研究費(「研究活動スタート支援」)

- (1) 助成金の配分については、審査委員が各研究課題について、書面による審査を行う審査方式により行う。
- (2) 各審査区分への配分方法

各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式(2)」により、算出した額を配分する。

- (3) 研究機関に採用されたばかりの研究者又は産前産後の休暇を終え、若しくは 未就学児を養育していた研究者が一人で行う研究事業であって、その研究活動 のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ 研究課題を選定する。
- (4) 研究期間は、2年以内とする。

4 科学研究費(「奨励研究」)

- (1)補助金の配分については、審査委員が各研究課題について、書面による審査 を行う審査方式により行う。
- (2)各審査区分への配分方法

各審査区分への配分枠については、各審査区分にわたって調和が図られるよう配慮する。

新規応募研究課題に係る審査区分ごとの配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式(1)」により、算出した配分額を配分する。

- (3)教育・研究機関の教職員等であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を 持たない者が一人で行う教育的・社会的意義を有する研究課題(商品・役務の 開発・販売等を直接の目的とする研究(市場動向調査を含む。)及び業として 行う受託研究を除く。)を選定する。
- (4) 研究期間は、1年とする。

5 研究成果公開促進費

[共涌事項]

- (1)補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち 各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。
- (2) 各審査区分への配分方法

各審査区分への配分枠については、各審査区分にわたって調和が図られるように配慮する。

[個別事項]

(1)「研究成果公開発表」

ア 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年(小・中・高校生を含む)や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で主催にかかる運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(2) 「国際情報発信強化」

ア 学術団体等が行う学術刊行物の発行に際し、研究者の研究成果を発表する 媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトル を付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組で、重要な学術研 究の成果の発信を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、原則として5年とする。

(3) 「学術図書」

ア 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しよ うとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供する ため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもの で、学術的価値が高いもの(特に独創的又は先駆的なもの)、又は学術の国際 交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(4) 「データベース」

ア 我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の 分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセン ターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデ ータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、5年以内とする。

- 6 特別研究員奨励費
 - (1) 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、 日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共 同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
 - (2) 研究期間は、5年以内とする。
- 7 国際共同研究加速基金(「国際共同研究強化」、「海外連携研究」、「帰国発展研究」、「国際先導研究」)

[共通事項]

人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

「国際共同研究強化」、「海外連携研究」、「帰国発展研究」及び「国際先導研究」の新規応募課題に係る分野ごとの配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式(2)」を準用し、算出した額を配分する。

[個別事項]

(1) 「国際共同研究強化」

ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で45歳以下の研究者

が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、既に採択されている「基盤研究(「S・A・B・C)」(応募区分「海外学術調査」を除く)、「若手研究(A・B)」、「若手研究」又は「特別研究員奨励費」の研究計画を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。

- イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に 書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議によ る審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。
- ウ 広い視野から国際共同研究の意義や適切性等について審査を行う。
- エ 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- オ 渡航期間は、6か月以上とし、渡航は交付申請した年度の翌年度末までに 開始するものとする。

(2) 「海外連携研究」

ア 複数 (3人から5人程度)の日本側研究者による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する研究者と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、学術の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、 先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

なお、研究組織に1名以上の若手研究者(開始年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び博士の学位取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を対象とする)が参画する研究計画を対象とする。また、若手研究者が研究代表者の場合には、1人又は2人の若手研究者で組織される研究計画も対象とする。

また、研究計画は、海外の研究者(又は研究者グループ)との共同研究を前提とし、当該研究者グループの研究拠点である「海外の研究機関等(国外地域を含む)」に日本側研究者が直接出向き研究活動を実施するものを対象とする。

- イ 助成金の配分については、審査委員が各研究課題について、合議による審査 を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う審査方式 (「2段階書面審査」)により行う。
- ウ 海外における研究活動が中核である研究計画であることとともに、国内外の 研究動向等に鑑み、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要 性等について審査を行う。
- エ 研究期間は、3年から6年以内とする。
- (3)「帰国発展研究」
 - ア 日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
 - イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別 に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議に よる審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。
 - ウ 海外で優れた研究実績を有する独立した研究者が、帰国後に外国人研究者 との連携等により日本の研究活動の活性化に資することを趣旨とする「帰国 発展研究」としての妥当性等について審査を行う。
 - エ 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- (4) 「国際先導研究」
 - ア 高い研究実績と国際ネットワークを有する複数の日本側研究者及び、当該研究者数の3倍程度のポストドクター、大学院生(博士課程)による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する極めて優れた研究業績を有する研究者(海外の共同研究者)と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画

であって、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出のみならず、当該学術分野の更なる国際化、研究水準の更なる高度化を図るための研究課題を選定する。

また、本研究種目を通じ、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成を図るため、研究組織のポストドクターや大学院生(博士課程)を海外の共同研究グループへ派遣・交流(2年~3年を中心とする)する計画を盛り込んだ研究課題を選定する。

- イ 助成金の配分については、審査委員全員が全ての研究課題について、個別に 書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による 審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。また、必要に応じて「総合 審査」に先立ち、各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行うことが できる。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。なお、 審査の過程においては審査意見書及び海外の研究機関に所属する研究者が行 う書面による海外レビューの結果を活用する。
- ウ 国際共同研究の中心的な役割を担うとともに研究者の育成を支援する研究 種目であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、国際共同 研究としての先進性・将来性・優位性等について審査を行う。
- エ 研究期間は、原則として7年(最大10年間)とする。

競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日 (平成18年11月14日改正) (平成19年12月14日改正) (平成21年3月27日改正) (平成24年10月17日改正) (平成29年6月22日改正) (平成29年6月22日改正) (令和3年12月17日改正) 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、 国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正 使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府 省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、 この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和3年4月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大

学・研究機関等 ¹における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題への対応に加え、経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

- (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方
 - ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²。以下同じ。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究 課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時 に応募があり、重複して採択された場合
 - ○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に 同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - ○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - ○その他これらに準ずる場合
 - ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

¹ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関(国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関)を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

² 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及 び直接又は間接金融による資金調達を除く。

- ○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ○その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。) を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等 3について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底 4するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。

³ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

⁴ 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報 管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

- a)応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ⁵の提出を求めること。
- b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
- c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、 必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容と するよう働きかけること。
- d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。
- ④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報(制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等)や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。
- ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や 資金以外の施設・設備等の支援 ®を含む、自身が関与する全ての研 究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等 に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、ま た、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合 は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある

4

⁵ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

⁶ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

旨、公募要領上明記する。

- ① ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、公募要領上明記する。
- ⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがある旨、公募要領上明記する。

3. 不正使用及び不正受給への対応(別表1)

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務(以下、「善管注意義務」という)に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要(不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する 応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した 年度の翌年度以降1から10年間とする。 (2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する 応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降 5 年間とする。

(3)善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応 (別表2)

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、 全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競 争的研究費の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募 資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担 当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概 要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、 研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府

省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費へ の応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上 明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、 不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間と する。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論 文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、 一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、そ の旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要(制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1)上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。
- (2)上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の 改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものにつ いて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月 以降に公募を行うものから順次実施する。
- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについ

て、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

(4) 応募制限期間等に関して、別表1及び別表2に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成24年10月17日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み(別表1の1.個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2.私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等)については、平成25年度当初予算以降の事業(継続事業も含む)で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5)上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要 の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6)関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。
- (7)競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の 最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限 期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。 (8)競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正 行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の 概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別 に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

- (9)関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。 なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき 同様の措置を行う旨、要請するものとする。
- (10)本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、 本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論 等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正 受給に係る応募制 限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った 研究者及びそれに 共謀した研究者 (3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1年
偽りその他不正な 手段により競争的 研究費を受給した 研究者及びそれに 共謀した研究者 (3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務 を有する研究 者の義務違反 の程度に応じ、 上限2年、下限 1年

※ 以下の場合は、応募制限を科さず、厳重注意を通知する。

- ・3. (1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3. (3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

エエにもにはて た草型四の母を老				八大 古生
不正行為に係る応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制
(4.)				限期間
		初から不正行 を意図していた に悪質な者		10年
不正行 為に関 5人た 者(4. (2)) 著者 3.1.	2. 不正行	当該論文等の責任を負責者、代表のもの責任を負責をした。というでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性が 高いと判断されるもの	5~7年
	為があった 研究に係る 論文等の 著者		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性が 低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著 者		2~3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行 為に関与した者			2~3年
不正行為に関与していないものの、不 正行為のあった研究に係る論文等の 責任を負う著者(監修責任者、代表執		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性が 高いと判断されるもの	2~3年	
重任を負り者者(監修員任名、代表報 筆者又はこれらの者と同等の責任を 負うと認定された者)(4.(3))			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性が 低いと判断されるもの	1~2年

科学研究費助成事業配分方式(1)

○審査区分ごとの配分枠

$$(B-A) \times \frac{a+b}{2}$$

(注)要素:A=当該研究種目(応募区分)の継続の研究課題の本年度分の内約額

B=当該研究種目(応募区分)の本年度配分予定額

a = 当該研究種目(応募区分)の本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額応募分を含む)(C)に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額応募分を含む)(D)の構成比[D/C]

b=当該研究種目(応募区分)の本年度新規応募研究課題数(E)に対する当該審査区分に係る本年度新規応募研究課題数(F)の構成比[F/E]

科学研究費助成事業配分方式(2)

○審査区分ごとの配分枠

$$A \times \frac{a+b}{2}$$

(注)要素:A=当該研究種目の全研究期間の配分予定額

a = 当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費(C)に対する当該審査 区分に係る全研究期間の新規応募研究経費(D)の構成比〔D/C〕

b = 当該研究種目の新規応募研究課題数 (E) に対する当該審査区分に係る 新規応募研究課題数 (F) の構成比 [F/E]